第十四条

条約第二十一条の次に次の三条を加える。

第二十一条のA

1　一方の締約国の居住者であつて他方の締約国内において第十条3、第十一条又は第十二条に定める所得を取得するものは、2に規定する適格者に該当し、かつ、これらの規定により認められる特典を受けるためにこれらの規定に規定する要件を満たす場合に限り、各課税年度において、当該特典を受ける権利を有する。ただし、当該特典を受けることに関し、この条に別段の定めがある場合は、この限りでない。

2　一方の締約国の居住者が次の(a)から(f)までに掲げる者のいずれかに該当する場合には、当該一方の締約国の居住者は、各課税年度において適格者とする。

(a)　個人

(b)　当該一方の締約国の政府、当該一方の締約国の特別の法人、地方政府若しくは地方公共団体又は日本銀行若しくはスウェーデン中央銀行

(c)　法人（その主たる種類の株式が、7(c)(i)又は(ii)に規定する公認の有価証券市場に上場され、又は登録され、かつ、一又は二以上の公認の有価証券市場において通常取引されるものに限る。）

(d)　年金基金（当該課税年度の直前の課税年度の終了の日においてその受益者、構成員又は参加者の五十パーセントを超えるものがいずれかの締約国の居住者である個人であるものに限る。）

(e)　当該一方の締約国の法令に基づいて設立された団体であつて、専ら宗教、慈善、教育、科学、芸術、文化その他公の目的のために運営されるもの（当該一方の締約国の法令において所得の全部又は一部に対する租税が免除されるものに限る。）

(f)　個人以外の者（(a)から(e)までに掲げる適格者であるいずれかの締約国の居住者が、議決権その他の受益に関する持分の五十パーセント以上を直接又は間接に所有する場合に限る。）

3　一方の締約国の居住者である法人は、適格者に該当しない場合においても、他方の締約国内において取得する第十条3、第十一条又は第十二条に定める所得に関し、七以下の同等受益者が当該法人の議決権の七十五パーセント以上を直接又は間接に所有し、かつ、当該法人がこれらの規定により認められる特典を受けるためにこれらの規定に規定する要件を満たすときは、当該特典を受ける権利を有する。

4　2(f)及び3の規定の適用については、次に定めるところによる。

(a)　源泉徴収による課税については、一方の締約国の居住者は、その所得の支払が行われる日（配当については、当該配当の支払を受ける者が特定される日）に先立つ十二箇月の期間を通じて2(f)又は3に規定する要件を満たしているときは、当該支払が行われる課税年度について当該要件を満たすものとする。

(b)　その他の全ての場合については、一方の締約国の居住者は、課税年度の総日数の半数以上の日において2(f)又は3に規定する要件を満たしているときは、当該課税年度について当該要件を満たすものとする。

5　(a)　一方の締約国の居住者は、適格者に該当しない場合においても、他方の締約国内において取得する第十条3、第十一条又は第十二条に定める所得に関し、次の(i)から(iii)までに掲げる要件を満たすときは、これらの規定により認められる特典を受ける権利を有する。

(i)　当該居住者が当該一方の締約国内において事業を行つていること。ただし、当該事業には、当該居住者が自己の勘定のために投資を行い、又は管理するもの（銀行、保険会社又は証券会社が行う銀行業、保険業又は証券業を除く。）を含まない。

(ii)　当該所得が(i)に規定する事業に関連し、又は付随して取得されるものであること。

(iii)　当該居住者が当該特典を受けるためにこれらの規定に規定する要件を満たすこと。

(b)　一方の締約国の居住者が、他方の締約国内において行う事業から所得を取得する場合又は当該居住者と第九条1(a)若しくは(b)に規定する関係を有する者から他方の締約国内において生ずる所得を取得する場合には、当該居住者が当該一方の締約国内において行う事業が、当該居住者又は当該関係を有する者が当該他方の締約国内において行う事業との関係において実質的なものでなければ、当該所得について(a)に規定する条件を満たすこととはならない。この(b)の規定の適用上、事業が実質的なものであるか否かは、全ての事実及び状況に基づいて判断される。

(c)　(a)の規定に基づきある者が一方の締約国内において事業を行つているか否かを決定するに当たつて、その者が組合員である組合が行う事業及びその者に関連する者が行う事業は、その者が行うものとみなす。一方の者が他方の者の受益に関する持分の五十パーセント以上（法人の場合には、当該法人の議決権の五十パーセント以上）を直接若しくは間接に所有する場合又は第三者がそれぞれの者の受益に関する持分の五十パーセント以上（法人の場合には、当該法人の議決権の五十パーセント以上）を直接若しくは間接に所有する場合には、一方の者及び他方の者は、関連するものとする。また、全ての事実及び状況に基づいて、一方の者が他方の者を支配している場合又はそれぞれの者が一若しくは二以上の同一の者によつて支配されている場合には、一方の者及び他方の者は、関連するものとする。

6　一方の締約国の居住者は、適格者に該当せず、かつ、3又は5の規定に基づき第十条3、第十一条又は第十二条に定める所得についてこれらの規定により認められる特典を受ける権利を有する場合に該当しないときにおいても、他方の締約国の権限のある当局が、当該他方の締約国の法令又は行政上の慣行に従つて、当該居住者の設立、取得又は維持及びその業務の遂行が当該特典を受けることをその主たる目的の一つとするものでないと認定するときは、当該特典を受けることができる。

7　(a)　この条の規定の適用上、

(b)　「株式」には、株式の預託証券を含む。

(c)　「主たる種類の株式」とは、法人の議決権の過半数を占める一又は二以上の種類の株式をいう。

(d)　「公認の有価証券市場」とは、次のものをいう。

(i)　日本国の金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）に基づき設立された有価証券市場

(ii)　ナスダックOMXストックホルム証券取引所、ノルディック成長市場及びスウェーデン金融監督庁による規制の対象となるその他の有価証券市場

(iii)　アイルランド証券取引所、アムステルダム証券取引所、ブリュッセル証券取引所、コペンハーゲン証券取引所、デュッセルドルフ証券取引所、フランクフルト証券取引所、ハンブルク証券取引所、ヘルシンキ証券取引所、香港証券取引所、ロンドン証券取引所、マドリード証券取引所、ミラノ証券取引所、ニューヨーク証券取引所、オスロ証券取引所、パリ証券取引所、レイキャビク証券取引所、リガ証券取引所、ソウル証券取引所、上海証券取引所、シンガポール証券取引所、シドニー証券取引所、タリン証券取引所、トロント証券取引所、ウィーン証券取引所、ビリニュス証券取引所及びチューリッヒ証券取引所並びにナスダック市場

(iv)　この条の規定の適用上、両締約国の権限のある当局が公認の有価証券市場として合意するその他の有価証券市場

(e)　(i)　「年金基金」とは、次の(i)から(iii)までに掲げる要件を満たす者をいう。

(i)　一方の締約国の法令に基づいて設立されること。

(ii)　主として退職年金、退職手当その他これらに類する報酬を管理し、若しくは給付すること又は他の年金基金の利益のために所得を取得することを目的として運営されること。

(iii)　(ii)に規定する活動に関して取得する所得につき当該一方の締約国において租税を免除されること。